

東広島市新型インフルエンザ対策行動計画の改訂について

1 行動計画の改訂について

平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）が制定されたことを受け、従来の「新型インフルエンザ」に加え、全国的かつ急速なまん延のおそれがある「新感染症」も行動計画の対象となり、新型インフルエンザ“等”の対策計画となった。

さらに、国、県が行動計画で定めた発生段階に応じた対策を行動計画で整理するとともに、国が発令する緊急事態宣言時の対応を盛り込むことで、国、県、市が一体的に対策を実施できるよう行動計画を見直し改訂する。

【国、県、市の動向】

- (市)平成21年9月 新型インフルエンザ対策行動計画 策定、新型インフルエンザ対策本部設置要綱 制定
- (国)平成24年5月 特措法 制定
- (市)平成25年3月 新型インフルエンザ等対策本部条例 制定
- (国)平成25年6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 策定
- (県)平成25年12月 新型インフルエンザ等対策行動計画 策定

2 行動計画の主な改訂ポイント

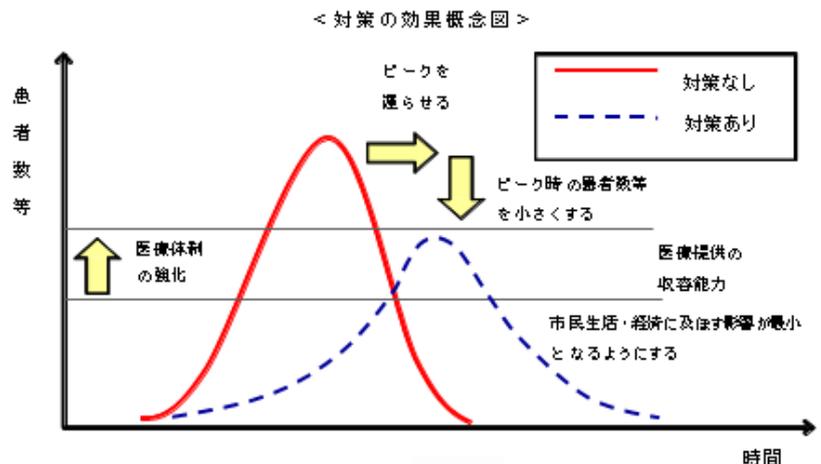
- (1) 行動計画の対象に、新型インフルエンザに新感染症を加えた。
- (2) 国、県の行動計画に準じた発生段階に応じて対策を整理した。
 - ①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期
- (3) 国が発令する緊急事態宣言時の対応を追加した。
- (4) 国、県、市が一体的に対策を実施できるよう各実行主体の役割を明確化した。
- (5) 予防接種の実施を追加した。
- (6) 不要不急の外出自粛の要請について追加した。

3 行動計画の対象となる新型インフルエンザ等

- (1) 新型インフルエンザ
- (2) 新感染症
従来の病状、治療方法と異なる感染症で、その感染力の強さから社会的影響が大きなもの。

4 新型インフルエンザ等対策の目的と方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にする。



5 行動計画の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の目的を達成するため、次の7項目に分けて計画する。

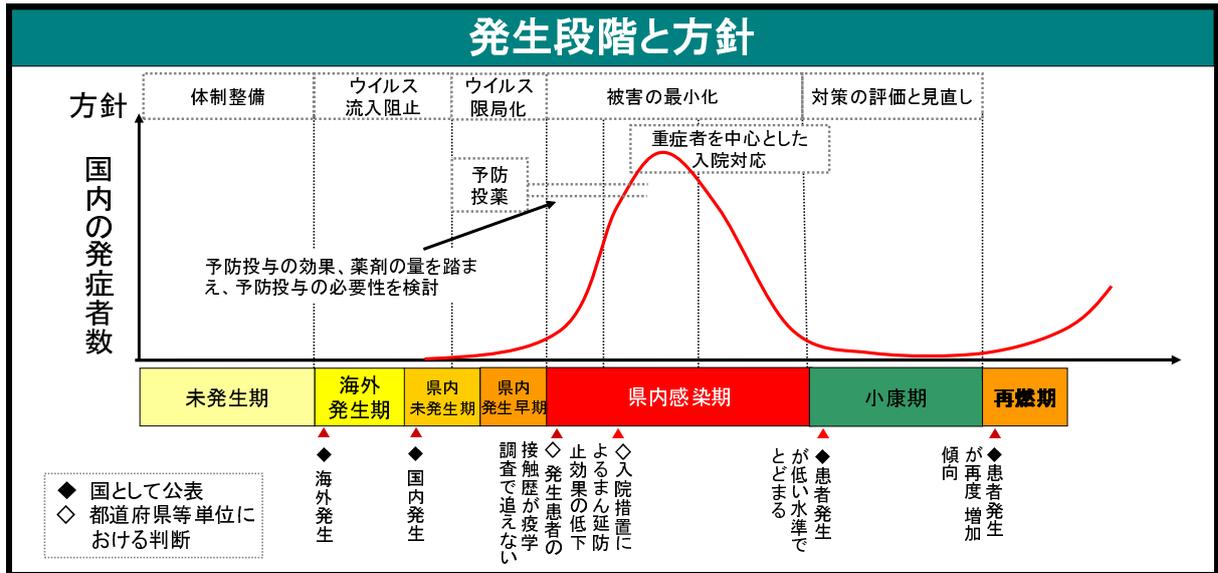
1	実施体制	段階に応じた体制を整備する。
2	情報収集	情報を系統的に収集、分析して判断する。
3	情報提供・共有	市民が適切に行動できるよう周知する。
4	まん延防止	流行を遅らせ、ピーク時の受診患者数を減少させる対策を進める。
5	予防接種	予防接種の啓発、普及を行う。
6	医療	地区医師会等と連携し、効果的に医療を提供できる体制を整備する。
7	市民生活及び市民 経済の安定の確保	県等と連携し、市民生活の安全確保に配慮した事前準備を働きかける。

6 発生段階

新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミック（大規模流行）を迎え、小康状態に至るまでを6段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

発生段階		状 態
国内発生段階	県内発生段階	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況（発生疑いを含む）。
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
国内発生期	県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生したが、県内では発生していない状態。
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

発生段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないため、対策の内容も変化することに留意する。



7 新型インフルエンザ等発生時の体制

発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生段階ごとの目的	①体制整備 ②情報の収集・提供	①水際対策 ②体制整備	①県内発生遅延策 ②早期発見に努める	①感染拡大防止策 ②医療体制確保 ③感染拡大に備えた体制整備	①感染被害最小化 ②医療体制維持 ③市民生活及び市民経済の維持	①二波への備え ②医療体制、市民生活及び市民経済の回復
国危機管理体制	発生前 「新型インフルエンザ等閣僚会議」 補佐「関係省庁対策会議」		発生後 「政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）」 補佐「現地対策本部」			
県危機管理体制	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制		警戒体制
	広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型インフルエンザ等警戒本部	広島県新型インフルエンザ等対策本部		広島県新型インフルエンザ等警戒本部
市危機管理体制	平常時	警戒体制	非常体制		警戒体制	
	通常体制（情報収集・共有）	新型インフルエンザ等対策連絡調整部会	新型インフルエンザ等対策本部		新型インフルエンザ等対策連絡調整部会	

(1) 警戒体制：東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会

行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針を検討し、対策の準備等を行う。

部 会 長	福祉部長
部 会 員	総務課長、職員課長、危機管理課長、市民生活課長、環境対策課長、社会福祉課長 保育課長、健康増進課長、農林水産課長、警防課長、教育総務課長、学事課長 生涯学習課長
事 務 局	健康増進課

(2) 非常体制：東広島市新型インフルエンザ等対策本部

行動計画に基づき、迅速かつ的確な対策を実施する。

本 部 長	市長
副 本 部 長	総務部担任副市長、建設部担任副市長
本 部 員	教育長、各部長、会計管理者、消防局長、水道局長、教育委員会事務局の各部長 理事、議会事務局長、各支所長
事 務 局	主務：危機管理課、補佐：健康増進課